

設立趣旨書

厚生労働省のデータによれば、2016年1年間に労働局に寄せられた労働相談件数は前年より10%増えて約113万件もあり、雇用情勢が好転したといわれる昨今も高止まりしています。

その背景にあるのは、これまで日本的雇用の特徴とされてきた終身雇用制度や年功賃金制度が大きく変化し、雇用形態の多様化などが進んできたことがあります。パート労働・派遣労働等の非正規労働者は全労働者の約4割に達し、成果主義賃金や目標管理制度等の新たな賃金・労務管理制度があらゆる業種に広がっています。

一方、労働組合の組織率は低下し続け、実に8割を超える労働者が労働組合のない職場で働いているのが実情です。こうした中で、集団的労使紛争は減少している一方、労働者個人と使用者の個人紛争が増加するという現象が生じています。

こうした状況に対応するため、行政は相談やあっせんの窓口を拡充してはおりますが、一般の労働者からするとまだ敷居が高いというのが実情です。また、労働組合も一般労働者の相談活動の強化をしてきましたが、期待に十分応えきれていない面があります。そして、最近の一部の弁護士法人などの事業者が派手なコマーシャルで、営利優先の事業展開をするという新たな問題も生じています。

こうした中、どこに相談したらいいのかも分からないまま、泣き寝入りしている事例がたくさんあるのが実態で、行政でも労働組合でもなく、もちろん営利目的でない、労働者から見て敷居が低く気軽に相談でき、社会的信用があり信頼のおける相談窓口が求められています。

それがNPO法人の目指す姿です。法人格を取得することで、公正で社会的信頼が得られる、総合的で機能的な労働相談事業を安定的かつ継続的に実施します。具体的には、年間を通じて常時相談員を配置し、休日や夜間の相談も随時実施するなど、労働者が相談しやすい環境を作るとともに、労働組合の他、弁護士や社会保険労務士、医師や心理カウンセラー、就労支援や生活保護支援などを行うNPOなど関係団体との連携を図り、幅広い相談に応え、支援につなげる活動を推進します。

こうした活動は、今日の社会情勢の下で必要性和公益性が高く、任意団体ではなく特定非営利法人の取り組みとすることは意義が大きいと考えます。

平成28年8月	労働相談センター設置検討プロジェクト発足（毎月1回検討会）
平成29年3月	同上 答申
平成29年7月	設立準備会の事前打ち合わせ
平成29年11月21日	第1回設立準備会開催
平成30年1月31日	第2回設立準備会開催
平成30年2月	会員間で法人化の意思確認
平成30年3月20日	設立総会開催